

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	GHQによる日本石炭鉱業に関する占領政策（7）
Author(s)	大畑, 貴裕
Citation	広島大学経済論叢, 47 (3) : 73 - 82
Issue Date	2024-03-08
DOI	
Self DOI	10.15027/55005
URL	https://doi.org/10.15027/55005
Right	Copyright (c) 2024 広島大学
Relation	



GHQによる日本石炭鉱業に関する占領政策（7）

大畑 貴裕

3. 1945年9月から1946年にかけての石炭鉱業に関する占領政策【続き】

（3）労働運動等への介入や監視【第2節（1）の④】

占領期にGHQと占領軍が石炭鉱業の労働面へ組織的に介入した最初の事例は、朝鮮人・中国人労働者の騒擾問題に関して生じた。1945年後半期から1946年初頭にかけて生じた石炭生産の激減（前掲の図3参照）の要因の1つは、当時の炭鉱労働者の大きな比率（1945年8月時点で約33%）を占めていた朝鮮人・中国人労働者の職場放棄や就業拒否にあった¹⁶⁹。またこれら外国人労働者は終戦後、「自治会のようなものをつくって結束し、待遇改善、帰国促進の要求を提出した」が、それだけでは終わらず、その一部は各地において「倉庫・配給所等の襲撃・占拠・掠奪等の不祥事件」、また放火や炭鉱企業労働者等への暴行事件も引き起こした¹⁷⁰。騒擾の背景には、外国人労働者の多くが戦時期、「採炭労働に従事し、きびしい労務管理や粗悪な食事、最も低い給与」の状態にあり、さらにリンチや体罰をしばしば受けていたこともあったために、終戦後、憤懣が爆発したことがあった¹⁷¹。これら騒擾は4大炭鉱地域の全域で生じたが¹⁷²、特に北海道の諸炭鉱では他地域よりもひどい内容の事件が相次いだようである¹⁷³。警察は、それら事件を起こした外国人労働者を十分に取り締まることができなかつた¹⁷⁴。このような混乱の中で日本人炭鉱労働者が坑内へ入って採炭することができない炭鉱も生じ¹⁷⁵、余計に石炭生産量は低下した¹⁷⁶。

これらの事態の現場に立ち会った占領軍の軍政部隊は、その鎮静化のために以下で確認するような介入を行った。この介入に関しては、東京のGHQが介入を占領軍の地方軍政部隊に指示したことを示す証拠はGHQ資料から見い出せないことから、GHQは特にその種の命令を出さなかつたのではないかと考えられる。したがって、GHQとの調整はあつたであろうが、多くの場合、中央軍政部署の指示という枠組の内で地方軍政部隊が独自の判断で介入したのであろう。こ

¹⁶⁹ 根津知好編、前掲書（『石炭国家統制史』）、p. 622。同書の第214表（A）によれば、1945年8月時点の炭鉱労働者32万9,788人の内の32.6%に当たる10万7,347人が外国人労働者であり、その内訳は10万2,198人が朝鮮人、4,063人が中国人、1,086人が捕虜（他の連合国の捕虜であろう）であつた。ただしこの表の労働者数は「在籍労働者」のみで、それ以外の雇用形態の者を考慮すると実際に働いていた外国人労働者はさらに多かつた（同上書の第215表の注を参照。この第215表で1945年11月20日現在の「要送還者」とされている朝鮮人・中国人労働者は計15万8,172人であり、内訳は朝鮮人計14万5,000人、中国人計1万3,172人。同様に日本人労働者数ももっと多い可能性がある）。

¹⁷⁰ 労働争議調査会編『戦後労働争議実態調査 第1巻 石炭争議』中央公論社、1957年、p. 50。

¹⁷¹ 同上書、p. 49。

¹⁷² 騒擾が生じた炭鉱の数は最も九州が多く（21鉱）、次いで北海道（15鉱）、「本州本部」（本州東部のことであろう）（4鉱）、本州西部（2鉱）であつた。同上書、第31表、p. 50。

¹⁷³ 北海道は「戦後の輸送機能の麻痺のため、他地域より送還がどうしても後回しとならざるをえなかつたことによる」（根津知好編、前掲書（『石炭国家統制史』）、p. 625。また同書p. 622も参照）。騒擾件数が一番多かつた九州の騒擾は、より早期に外国人労働者の本国帰還が進んだこともあり（同上書、第215表）、深刻な案件は比較的に少かつたのか、諸資料にあまり記録されていない。

の介入に関して、現時点までのGHQ資料の調査では軍政部隊についての体系的な資料が発見できていないことから、日本側の資料からアプローチしたい。そうなれば、外務省官僚で当時、終戦連絡事務局に所属していた朝海浩一郎が1945年11月に作成した報告書が当該事例に関する最も詳細な記録の1つと言えることから、これを検討しよう¹⁷⁷。

朝海浩一郎が残した報告書は、日本政府が炭鉱の外国人労働者の騒擾問題に関して占領軍の米国第8軍に対し「現地を視察し問題を解決せられたき旨要請した」ことに基づいて、実際に1945年11月上旬の約10日間、第8軍軍政局の経済課長（Chief, Economic Section, Military Government, 8th Army）のR・バラード大佐（R. J. Ballard）が率いる一行が北海道と常磐地域の炭鉱を回ったが、それに同行した彼の記録である¹⁷⁸。第8軍軍政局は当時、第8軍が管轄した東日本の各地の軍政部隊を統括した部署であり、その中でもバラードが課長を務めた経済課は石炭鉱業を所管する部署であったと考えられる¹⁷⁹。

朝海報告書によれば、この約10日間およびその前後に、バラードをはじめとする占領軍が北海道と常磐地域の各炭鉱および一部の港湾施設の外国人労働者騒擾問題の解決のための何らかの措置を策定・指示した機会は、計9回あった：①10月下旬に北海道で占領軍は、外国人労働者に対し治安攪乱行為は許さない旨や平穏に職務に付くべきである旨等を布告¹⁸⁰。②出発前の会合でバラードは、占領軍は日本側に騒擾取り締まりの許可を与えると発言。③札幌での会合でバラードは、外国人問題に占領軍は日本側に協力すると発言。さらに朝鮮人代表と送還に関するいくつ

¹⁷⁴ 例えば1945年9月25日には夕張市で中国人労働者600名強と警察が衝突したが、警察は十分に取り締まられずに、その後夕張市内では掠奪事件等が続発した。同上書、p. 623。数百人の暴徒を取締るには各地の警察は十分な人数を有していなかったのであろうし、敗戦直後の混乱の下で「解放国民」と自負した者もいた朝鮮人労働者と「戦勝国民」と自負した者もいた中国人労働者に対して外交問題を怖れて対応が及び腰になったと推測される。同上書、p. 623。そのような外交問題化への懸念は次の典拠のように占領軍でさえも有していたので、当然、警察を含む日本政府も有していたであろう。米国第8軍のバラード大佐（後出）は同年11月5日に軍政部隊の室蘭方面司令官タイラー中佐に対し、登別で騒擾を起こしていた中国人港湾労働者に関して次のような指示を与えている。「日本警察に取締りのオーソリゼーションを与え、又必要あらば米軍も協力して治安攪乱者は断乎拘禁して仮藉〔かしゃく〕なかるべし。その結果国際問題生ずとするも自分は全面的に貴官を弁護支持するの用意あり」（傍点は引用者）。外務省編『初期対日占領政策（上）－朝海浩一郎報告書』毎日新聞社、1978年、p. 43。

¹⁷⁵ 北海道の「十数ヶ所の炭鉱の如きは殆ど無警察状態を呈し、ために内地人労働者の出勤著しく低下したる」。このため石炭生産量の低下が生じているとしている。同上書、p. 39。

¹⁷⁶ 当時GHQもこのように認識していた。現地情報に比較的に詳しくあったNRSの1945年11月14日付の次の文書を参照。NRS to Office of the Political Advisor, “Coal Available for Export from Japan,” 14 November 1945, NRS11647。「日本石炭鉱業の復興（recuperation）は朝鮮人と中国人の速やかな送還に大きく依存している。炭鉱近くに住んでいる朝鮮人と中国人は暴動を起こしていて、そのために、日本人炭鉱労働者は地下に行けないことや地下施設は放置されているために急速に劣化していることが指摘しうる」。

¹⁷⁷ 外務省編、前掲書、第1章「炭鉱治安問題」（pp. 39-49）。

¹⁷⁸ 同上書、p. 39。朝海報告書に出てくる「第8軍経済部長バラード大佐」（同上書、p. 39）は次の文書等に出てくるバラードと同一人物と推定されるので、そこから部署・役職名やスペルを引用した。John. J. Collins, NRS, “GHQ－8th Army Conference on Coal,” 5 January 1946, NRS11645。

¹⁷⁹ このことは1945年から1946年にかけてのNRS文書にある石炭鉱業に関する会議資料にバラードの名が見られることから窺い知れる。実際、前掲の表9にある1945年11月から12月にかけての諸会議中、地方軍政部隊所属者が参加した会議は3回あったが、どの会議にもバラードが参加している。軍政局を代表して出席したものと考えられる。それら会議資料に直接記されていないが、バラードはこの騒擾問題に関しても対応方針につきGHQと直接に調整していたのであろう。

かの条件を取り決めたことを話した。④同上の会合で朝海は送還される前の外国人収容キャンプの警備に占領軍の憲兵が協力するよう要望し、占領軍は同意。⑤登別の中国人港湾労働者の騒擾取り締まりや帰国支援をバラードが現地軍政部隊へ指示¹⁸¹。⑥室蘭の中国人港湾労働者の速やかな帰国を朝海が占領軍に要請し、占領軍はその斡旋を約束。⑦函館においてバラードは現地軍政部隊に、占領軍への通知を前提に日本警察が取り締まりを行うことを許可するよう伝達。⑧仙台の会合でバラードは現地軍政部隊将校に「暴行華鮮人取締りの為日本警察を米軍のエージェントとして行動方オーソライズす」と伝えた¹⁸²。⑨平（現いわき市）にてバラードは現地軍政部隊将校に「各地司令官に対すると同様日本警察をエージェントとして取締らしむ旨・（引用者省略）・治安攪乱者の逮捕拘束を躊躇すべからざる旨指令」した¹⁸³。

また朝海は次のようにも述べて、占領軍の軍政局のバラードが外国人騒擾問題の取り締まりを主導したことを証言している。「問題はあくまでも日本の問題にして之が解決に熱心なるべきは日本側にして米軍にあらざるべきは論をまたず、しかるに本問題の解決策は主としてバラード大佐により決定せられ、同大佐各地を駆け回りて実施を指令する等全く誰の問題やらわからぬと言うことに相なりたり」¹⁸⁴。

以上から占領軍は治安悪化を危惧して騒擾の鎮定の枠組み策定を主導し、日本の警察に取り締まりを実施するよう促しつつ要請・必要性があれば占領軍の直接の出動・介入を行うとする方針を取ったことや、また外国人労働者の本国送還を支援することを確約したことが分かる。

実際、それらの方針は実行に移され、『石炭国家統制史』には当時の北海道のいくつかの炭鉱で、現地の軍政部隊が直接介入して、外国人労働者に自粛を促したり外国人労働者と企業側の賃金交渉を斡旋したりしたことが記されている¹⁸⁵。またGHQは外国人の本国送還の手続き等を定めた諸指令を日本政府へ発令し¹⁸⁶、送還の促進を図っている。さらに占領軍が北海道等の外国人労働者の送還の実務に関して、具体的にどのような措置を担ったのかの詳細な点や全体像は現時点では判然としないが、いくつかの点で直接支援したことは分かっている¹⁸⁷。

この外国人労働者騒擾問題は、本国送還が順調に進捗したことから1946年初頭頃までに解決した。実際、一番送還が遅れていた北海道でも中国人労働者の送還は1945年中にほぼ完了し、朝鮮人労働者の送還も1946年2月までにほぼ完了している¹⁸⁸。

¹⁸⁰ バラードはこの布告に関して、これは「結局気休めにて一度腰を浮かしたる鮮華人が着着いて仕事を継続し行くべしとは思われざる」と朝海に述べた上で日本側の考えを尋ねている。朝海は「御説の通りにて日本側はこれら労務者の急速帰国を希望し、その労力には現在余り期待し居らざる旨」返答している。外務省編、前掲書、p. 41。こういうやり取りからバラードも日本政府同様、外国人労働者の一刻も早い帰国・送還が騒擾問題の解決にとって最上手であると考えていたであろうことが推測される。

¹⁸¹ 注174を参照。

¹⁸² 同上書、p. 45。

¹⁸³ 同上書、p. 46。

¹⁸⁴ 同上書、p. 47。引用にあたり原文の一部漢字をひらがな表記に改変した。

¹⁸⁵ 根津知好編、前掲書（『石炭国家統制史』）、pp. 624-625。「北海道における外人炭鉱労働者の擾乱を鎮定し、さしもの無政府状態から秩序を回復することができたのは、一に進駐軍の介入によるものであった」。同上書、pp. 624-625。

¹⁸⁶ 西川博史『日本占領と軍政活動－占領軍は北海道で何をしたか』現代史料出版、2007年、pp. 96-100。

¹⁸⁷ 同上書には占領軍が送還者へのDDT散布を実施したりその途中までの護衛をしたりしたことの記載がある。

¹⁸⁸ 同上書、p. 97。

表12. 1945年9月から1946年までの石炭鉱業の労働組合と労働争議の推移

	A. 労働組合			発生件数 (カッコ内 は炭鉱数)	B. 労働争議				参加人数	争議延 日数
	組合数	組合員数	組織率 (%)		継続件数			(計)		
					怠業	罷業	生産管理			
1945年9月	-	-	-	1(1)	-	1	-	1	975	975
10月	5	11,479	2.5	7(7)	-	7	-	7	7,337	26,585
11月	34	72,509	18.1	12(12)	5	11	-	16	19,715	79,609
12月	96	141,860	35.4	17(17)	4	16	1	21	26,836	158,024
1946年1月	168	212,259	52.9	6(6)	2	4	-	6	3,474	17,292
2月	238	289,399	72.1	11(10)	10	10	1	11	8,790	79,212
3月	315	320,804	79.9	15(23)	13	13	2	15	113,767	377,567
4月	355	332,519	82.6	12(15)	9	9	6	15	16,923	109,891
5月	388	347,032	86.4	10(12)	11	11	3	14	30,162	630,772
6月	406	352,818	87.9	5(5)	-	5	3	8	17,348	117,294
7月	415	356,818	88.9	4(13)	-	5	-	5	14,454	21,394
8月	429	361,166	90.0	5(9)	2	8	-	10	28,324	160,572
9月	440	364,874	90.9	7(14)	1	6	-	7	16,437	17,796
10月	449	365,882	91.1	5(42)	4	3	-	8	91,867	442,125
11月	462	368,963	91.9	2(2)	2	1	-	3	410	730
12月	468	369,446	92.1	4(37)	1	4	-	5	20,579	71,536

資料：A：労働争議調査会編『戦後労働争議実態調査』第1巻「石炭争議」、中央公論社、1957年、p. 52の表34表より引用。B：『石炭労働年鑑』昭和22年版、日本石炭鉱業連盟、1947年、pp. 299、300、310-311、318-319、330-331より引用・算出。

注：この表の労働争議は単なる要求提出にとどまった事案を含まない。

またこの外国人労働者騒擾問題と時期が重なる1945年10月頃から、GHQと占領軍が石炭鉱業の労働面において直面せざるをえなくなった別の事案として、労働運動を挙げることができる。石炭鉱業の労働運動では全産業中でも早い段階から組織化が進んだとされ、表12から分かるように1945年12月の段階で労働組合の組織率は約35%、1946年2月には約72%、4月約83%、8月には約90%に達して急速に組織化が進展した。

さらに並行して、全国の炭鉱で労働争議も盛んとなった。表12から、1945年より1946年末までの時期の発生件数のピークは1945年12月であることが分かる。ただそれ以降、労働争議が下火になったわけではない。1946年6月頃までは炭鉱別の労働争議の単発的発生が多くを占めていたが（発生件数とそれが発生した炭鉱数はほぼ一致している）、それ以降になると、同一企業内の炭鉱や近隣地域の炭鉱が共同して争議を起こす事案が増えていて1件ごとの労働争議の大規模化が生じている¹⁸⁹。また参加人数や争議延日数を見ても、1946年に入ってから月による変動はあるものの1945年12月を上回る事案がいくつも存在している。参加人数のピークは1946年3月で11万3,767人を数えたし、争議延日数のピークは同年5月に生じている。地域別に見ると、北海道の炭鉱では1945年の内から急速な労組の組織化が進み争議がいくつも生じたが、九州などの他地域ではそれらは1946年に入ってから生じた¹⁹⁰。例えば北海道では1945年11月に労働争議の高揚が見られ、九州や常磐等の他地域では1946年2月から3月頃に見られた。また炭鉱での労働争議に

¹⁸⁹ 『石炭労働年鑑 昭和22年版』、日本石炭鉱業連盟、1947年、pp. 303-304。

¹⁹⁰ 労働争議調査会編、前掲書、p. 53, 64。

は、石炭生産現場や生産オペレーションを労組の支配下に置こうとする生産管理のような先鋭的な手段が使われた事例もあった（例えば1946年2月の北海道の三菱美唄炭鉱の争議の事例¹⁹¹）。

占領初期のGHQと占領軍は、日本における労働運動を認め促進する姿勢であったから¹⁹²、炭鉱の労働運動を積極的・直接的に支援することもなかったが、それらを抑圧するようなことはしなかった。

他方で日本政府は、諸産業で高揚していたところの生産管理のような措置を実施する労働運動に強い警戒心を有しており、1946年2月1日には内務・司法・商工・厚生大臣が連名で「『暴行、脅迫、所有権侵害等の違法行為を断固取締まる』旨のいわゆる『四相声明』」を発表し¹⁹³、さらに6月13日に日本政府は「労働争議における暴力行為と生産管理の否認を表明し」ている（「社会秩序の保持に関する声明」）¹⁹⁴。

ちょうどこの1946年5月頃は食糧不足が深刻化していた時期であり、5月19日には食糧メーデーの大規模なデモも生じていた¹⁹⁵。

そのような状況の中で日本政府は、特に炭鉱での労働運動が石炭生産量の増大を妨げ、結果的に悪影響を日本経済に与えることを危惧した。また他に石炭増産を阻害する要因として炭鉱向けの食糧・資材不足も頭痛の種であった。そこで吉田茂首相は1946年6月1日、GHQ参謀長P・ミュラー（Paul J. Mueller）少将にあてて書簡を送り、GHQの支援を正式に要望した¹⁹⁶。すなわち、書簡の冒頭で吉田は現在深刻な石炭危機（the grave coal crisis）に直面していると述べ、石炭生産量の低迷が諸産業に与える悪影響を概説し、その上で4点の施策とそれに対応して要望する

¹⁹¹ 『調査報告第13集 -戦後初期労働争議調査』 東京大学社会科学研究所、1971年、「三菱美唄争議（1946年）」（隅谷三喜男執筆）。

¹⁹² 当時の北海道軍政部隊は石炭鉱業企業に対して労働組合の設立を勧奨することもあったという。労働争議調査会編、前掲書、p. 58。この背景には軍政部隊将校が介入の必要性を感じるほどに過酷な炭鉱の労働条件があったと考えられる。朝海浩一郎が同席した1946年1月19日の九州佐世保の軍政部隊の会議での質疑応答を参照。外務省編、前掲書、p.58（これは前述の朝海報告書とは別に彼が記した報告書の一節である）。ここでは労働条件の改善のために干渉してもよいかと尋ねる将校に、本文前述のパラード大佐は「直接に干渉することは適当ならず」、ただし日本側にその注意を喚起した上で極端な事項については改善を求めるよう回答している。

¹⁹³ 塩田庄兵衛編『戦後日本の労働争議 上』 御茶の水書房、1963年、p. 6（塩田庄兵衛執筆）。同書第1表（p. 7）の数値を単純に合計すると1946年1月から6月までの期間に日本全国で生産管理は225件起きている。

¹⁹⁴ 労働争議調査会編、前掲書、pp. 74-75；塩田庄兵衛編、前掲書、p. 7。このような政府の強硬な態度や労働者側主体の生産管理の経営的な困難性も労組に認識されるようになり1946年6月以降一般に生産管理は下火になった。同上書、p.7。なお石炭鉱業では1946年6月以降生産管理は実施されていない。労働争議調査会編、前掲書、p. 75。

¹⁹⁵ 食糧メーデーのデモ隊約25万は皇居に押しかけ第1次吉田内閣の成立を阻止する要望等も掲げた。翌20日に多数の「暴民」によるデモは不適切である旨のGHQ声明が出されデモの鎮静化の主な要因の1つとなった。

¹⁹⁶ Shigeru Yoshida to P. J. Mueller, letter, AG (C) 00613; W. F. M., “Memorandum for Record,” 6 June 1946, AG (C) 00613. 当該書簡に吉田は兼任する外務大臣として署名している。首相として出すことに差しきわりがあったのか（例えば政府内に深刻な意見対立がありそれを考慮して外務大臣の要望として出した等）不明である。吉田のマッカーサーやGHQ宛の書簡を編纂している袖井によれば、吉田は5月22日の首相就任直後にそのような形の署名をした事例が他にも認められるので、大きな意味はないのかもしれない。袖井林二郎編訳『吉田茂＝マッカーサー往復書簡集 [1945-1951]』法政大学出版局、2000年、p. 7。なお6月1日提出の吉田書簡は当文献には所収されていない。

GHQの支援策を列挙した。本項のテーマである「労働運動等への介入や監視」に直接関係しない事項も含まれるが、以下、確認しておこう。

①日本政府は炭鉱労働者向けの食糧調達が重要であると認識し、特別配給を検討している。そこでGHQには北海道の炭鉱労働者のために6月から9月までの毎月3,000トンの米か小麦の供給を手配してほしい。

②炭鉱の労働争議の大半は過激派の扇動によると考えられる。政府としては調停による争議の解決を勧告することを準備しているが、激しい争議には強制的措置を取ることも考慮している。「しかしながら現地の警察はそのような措置を効率的に実施する能力を持たない。そこで各地の占領軍の支援と助力が切望される」。

③工場の中には燃料油（fuel oils）を必要としているところがある。そこで6月3,000トン、7月5,000トン、以後、月10,000トンという形でその輸入を許可してほしい¹⁹⁷。

④占領軍の暖房・料理用の石炭の引渡し期日の延長とその量の減少とを要望する。また香港と南朝鮮への石炭の輸出を一時停止してほしい。

吉田書簡のこれら4点の要望に関してミュラーやマッカーサーは、ESS局長W・マーカットに検討させ、また回答案の作成も命じた¹⁹⁸。ESSは6月4日付でミュラーに検討結果と回答案を伝え、回答はミュラーの承認を得て6月6日付で正式に作成され6月7日に日本政府へ通達された¹⁹⁹。なおマッカーサーはこの吉田書簡に関して、6月2日頃にマーカットと個人的に話し合っており、吉田首相への回答はある程度、マッカーサーの見解を汲んだうえで作成されたものと考えられる。この話し合いの前にミュラーからマーカットへ、上記の②の「労働争議の解決」に関する要望については「ESSの管轄ではない」（is not an ESS matter）ことが伝えられていることから、回答にある②関連の記載は、完全にマーカットが主導したものとは考えにくい。下記で見るように、回答の中でGHQは占領軍部隊を炭鉱の労働争議に投入することを拒否しているが、これはマッカーサーの見解に沿ったものと推測される。

それでは、吉田首相へのGHQによる回答について確認しておこう²⁰⁰。①については、GHQは最近日本政府が提出したところの北海道への別の食糧支給計画を承認しているが、それによってカバーされると回答している。②の前に③と④について見ておくと、③の要望は、現在GHQが改訂中の輸入計画に含めることを伝えている。また④について、占領軍の必要量を減らすことは拒否している。ただし石炭の輸出については、今後見直しを検討すると回答している。

そして②の要望であるが、GHQはこれに対し原則として拒否の回答をしている。すなわち、

¹⁹⁷ 記載はないが、ボイラーの燃料として石炭ではなく燃料油（主に重油が想定されていると思われる）を使用できる工場への配慮を要望するものであろう。また石炭鉱業関連の工場用とか鉄鋼業関連の工場用などと配分先を限定する記載はないが、この後1946年後半から政策策定が始まる傾斜生産方式は占領軍からの重油の供給から始動するものであったことを考えると、その淵源の1つと推測できる点で興味深い要望と言える。

¹⁹⁸ W. F. M., “Memorandum for Record,” 6 June 1946, op. cit.; C/S to ESS (General Marquat), check sheet, 2 June 1946, AG (C) 00613.

¹⁹⁹ W. F. M., “Memorandum for Record,” 6 June 1946, op. cit. 次注に典拠を載せた回答原文に「6月7日 10:30 郵送」という旨のスタンプが下部に押されていることから、6月7日に日本政府へ通達されたことが分かる。

²⁰⁰ P. W. Clarkson, Acting Chief of Staff to Shigeru Yoshida, letter, 6 June 1946, AG (C) 00613; ESS, “Communication by Prime Minister Yoshida on Coal Crisis,” 4 June 1946, AG (C) 00613. 後者の資料はESSが作成した全5枚の文書であり吉田書簡の検討結果とそれへの回答案の背景事情等をまとめたものである。

炭鉱の労働問題で重要なことは食糧であり、①として要望された特別配給が実現すれば労働争議は消えるであろうし、また議会で取り決められた労働法規に基づく調停制度が機能すれば争議は解決するであろうとも伝えている。そしてこのような事案は、武装した占領軍（the Armed Forces of the Occupation）の介入なしに日本人によって仲裁されるべきであり、そのような占領軍の介入は日本政府が制御できない程の暴力が生じるような異常事態の際に行われるべきである旨を回答している。

②に関するこのような回答の背景でESSが内部で認識していたことは、炭鉱における労働争議が石炭生産をさほど阻害していないという状況把握であった。ESSの吉田書簡に関する検討結果によれば²⁰¹、ほとんどの労働争議の事例ではストライキにまで至っていないし、ストライキが生じてても石炭生産を妨げる（interfering）形はとられていないとしている。すなわち、1945年11月以来、炭鉱でのストライキによって生産が停止したことは1回しか起きていない。その1回とは九州の三池炭鉱での3日間のストライキで、それにより3万2,000トンの石炭が採掘されなかったが、結局、後日の炭鉱労働者の特別労働によって2万2,000トンが埋め合わせられたとしている。

実際、当時の多くの炭鉱の労働組合は、賃上げ等の労働条件の改善を求めるとともに、石炭増産も目標として掲げていたことが知られており²⁰²、大半の労働組合は石炭生産を積極的に邪魔しないように努めていたと言えるかもしれない。ただ表12から分かるようにサボタージュやストライキが頻発していたし、労働争議はそれらが生じない場合と比較すれば、やはり石炭生産の増大に一定の悪影響を及ぼしていたと評価するのが自然であろう²⁰³。後述するが同時期の日本政府もそのように考えたからこそ、GHQに介入を要請したのである²⁰⁴。

しかしこの時点のESSとしては、労働争議による石炭増産への悪影響をさほど深刻には捉えていなかったのである。むしろ労働運動の高揚を邪魔しない方が、日本経済の民主化にとっては重要であると考えていた²⁰⁵。5大改革の指令（1945年10月11日）の例からも分かるように占領初期のマッカーサーも労働運動に関して基本的にはそのような考え方であったから、上述のマーカットとの話し合いでも彼にそのような路線を伝えたのではないだろうか。こうしてESSは、吉田書簡の②が求めている（suggests）ことは「日本の警察を助けるため、炭鉱におけるストライキを鎮定することに占領軍部隊を使用すること」であると具体的に（おそらく日本政府の期待通りに）理解していたが²⁰⁶、結局、そのような強権発動を拒否したのである。

²⁰¹ ESS, “Communication by Prime Minister Yoshida on Coal Crisis,” *ibid.* 本文以下、この資料を参照。なおこの文書の原案作成者を示すイニシャル（1枚目の右上に記されている）によればTCとある。このTCに当たる人物は当時、ESS労働課長であったセオドア・コーヘン（Theodore Cohen）のことであろう。ESS上層部でイニシャルがTCである人物は他に見当たらない。1946年6月前後の『占領軍電話帳』を参照。そして決裁者を示すイニシャルはWFMつまりW・F・マーカットである。ESS労働課は、日本の労働問題全般を所管していた。コーヘンは労働面以外については詳しくなかったであろうから、①や③、④については他のESS幹部・部署の知見を聴取しつつ、主にこの2人で議論して作成したのである。

²⁰² 労働争議調査会編、前掲書、pp. 101-102。

²⁰³ ただし生産管理によって労働者の「勤労意欲と能率の向上」が生じる場合があり、三井美唄炭鉱の事例では12時間労働が8時間労働になったものの「出炭量・稼働率は飛躍的に増大」したという。塩田庄兵衛編、前掲書、p. 6。

²⁰⁴ 吉田内閣等の占領期の諸政権には労働争議の頻発が共産党の勢力増大につながることを危惧したという動機もあっただろう。

²⁰⁵ コーヘン、前掲書（『日本占領革命（上）』）、第11章・第12章。注201に出てきたコーヘンの回想録。

日本政府は吉田書簡に対するGHQの回答が伝えられたのと同じ1946年6月7日に、「石炭非常時対策」を閣議決定している²⁰⁷。これは石炭増産を実現するために策定された政策パッケージであり前文と具体的な諸施策とから構成されているが、その前文に「貯炭の激減と共に労働争議の類発その他の原因によって出炭も三月を頂上として頭打ちの状況になり・・・(引用者省略)・・・この破局を切り抜けるためには、所謂生産管理に対する政府の方針決定、経営協議会の設置、労働争議調停方法の確立など労働争議に対する政府のとるべき方針を至急決定すると共に炭鉱労務者の食糧、賃金、炭価、炭鉱金融、貯炭の払出などについて、次のような思い切った施策を講じて石炭の増産を図らねばならぬ」(傍点は引用者による)とある。このような記述から、政府が「石炭非常時対策」を策定するに至った主な理由の1つは炭鉱での労働争議の高揚によって石炭増産が阻害されていることへの対策が必要と認識したためであることが分かる。そして政府としては上述の吉田書簡で示されたように、占領軍の手を借りつつ労働争議を強権的に取り締まる措置を諸施策のパートに盛り込みたかったのであろうが、GHQの拒否の回答を受けてそれら措置は盛り込まない形で、急ぎ閣議決定に回したのだらう²⁰⁸。前文で表明された炭鉱での労働争議への強い危機感に対応する具体的措置が盛り込まれていないのは不自然であるが、一刻も早く石炭増産を実現するためにそのまま閣議決定を急いだものと推測される。

「石炭非常時対策」で実施されることになった6点の施策を確認しておこう。①炭鉱労働者の食糧の確保を図ること(そのためにはGHQに食糧輸入を懇請することもありうる、としている)。②炭鉱労働者の賃金を引き上げること。③石炭を石炭鉱業企業より買い上げる際の価格を引き上げること。④石炭鉱業企業へ資金を斡旋すること。⑤坑木や炭鉱労働者の住宅用木材を確保すること。⑥炭鉱に死蔵されている貯炭を運び出すこと。

このように「石炭非常時対策」自体には、労働争議に直接関係する措置は挙げられていない。代わりに前述したように日本政府は後日6月13日、「社会秩序の保持に関する声明」を出して原則、生産管理を認めない方針を表明しこれが結果的に実効力を持ったが、GHQによる労働運動への直接介入を引き出すことには失敗したわけである。

ただし1946年夏頃になると、GHQ内部でも炭鉱の労働運動が石炭増産に一定の悪影響を及ぼしていることが問題として認識されるようになった。それが窺い知れる事例は、ESSが主導した北海道石炭使節団である。当該使節団はもともとESSが1946年9月17日付でGHQ参謀長へ、派遣の許可を求める申請書を出したことに端を発している²⁰⁹。この申請書によれば、8月9月において九州では石炭の増産が見られるのに対して、北海道ではこれまでと同様に減産が見られる。

²⁰⁶ ESS, "Communication by Prime Minister Yoshida on Coal Crisis," op. cit. p. 1.

²⁰⁷ 「石炭非常時対策」の典拠は前掲の表7の資料欄を参照

²⁰⁸ 「石炭非常時対策」の閣議書を見ると起案日が6月6日になっているし、また同日に商工大臣星島二郎がこれについての閣議を要請している文書も一緒に綴られている。6月6日の内に政府関係者がGHQから回答の内意を聞き取り、それを受けて商工省から提出されたのではないか。

²⁰⁹ ESS to Chief of Staff, "Proposed Inspection Mission to Hokkaido Coal Mines," 17 September 1946, ESS (B) 00671. この文書の原案作成者のイニシャルはOFとなっている。ESS内の石炭関係部署でこのイニシャルを持つ人物は、この申請書が出された当時ESS工業課で石炭を所管していた原料係長(Chief, Raw Materials Branch)であったと見られるオーモンド・フレイル(Ormond Freile)であった(この直後かそれ以前に工業分析官[Industrial Economist]に職位が変わる)。『占領軍内線電話帳』1946年9月版を参照。そして実際に彼がこの使節団を率いることになる。フレイルはこの頃からESS内の石炭鉱業に関する占領政策策定を主導した人物の1人である。

この減産は日本政府とESSとの話し合いでも問題になった。そこで日本政府より、困難を解決するために北海道を視察してもらえないかという要請が伝えられた、としている。なおこれは、日本政府から初めてESSに生産支援が要請されたケースであるとも記されていることは興味深い。

そして当該申請書は予備的調査から明らかになったことがあるとして、労働面での減産要因を2点指摘している。①地方軍政部隊と地方公共団体が食糧の配給と北海道での労使間の紛争を解決することについて協調していない。②北海道では共産党の強力な活動が存在しているために炭鉱労働者が地域を離れ暴動を起こし仕事を中断し、労使は理性的な方法で話し合いをせず、それゆえに1人当たりの生産量は低下している、というものであった。

そこで当該申請書が提案するのは、GHQ関係部署、日本政府、GHQ・日本人のプレスのそれぞれの代表から構成される使節団の派遣である。当該使節団が炭鉱の視察をすることや公開会議を開くこととともに、全てのメディアを使って最大限の宣伝を行うことや、地方軍政部隊、地方公共団体、日本政府の代表や労使代表をそれらの活動に参加させることも提案された。つまり、ESSは石炭減産に悪影響を与えていると認識された労使間の紛争を、国民への宣伝活動と石炭鉱業に関係する諸勢力の協調体制構築とによって解決しようとしたのである。

この申請書に対してGHQ参謀長は1946年9月20日付で許可を出した²¹⁰。ただしGHQ・日本人のプレスの同行に許可は出さず、また当該使節団に関するGHQからの広報は調査が済むまで行わないとされ、宣伝活動に関するESSの提案は却下している。

こうして北海道石炭使節団は1946年9月30日から10月5日までの6日間、ESSのO・フレイルが団長となり派遣された²¹¹。その報告書から把握できることを挙げると、派遣申請書に記されたESSの予備的調査で明らかになったとされた2点は誇張されていたということである。共産党の分子が炭鉱で活動し労働運動に一定の影響力を及ぼしていることは事実であるが、報告書全体のトーンとしては直接、生産に深刻な打撃を与えているわけではないとされている。労使間の紛争については食糧や衣類や諸資材の労働者への供給不足が根本的な要因であり、関連して外国人労働者を代替するために雇用された労働者たちに1945年12月以来の特配の約束が守られていないことに関係する、労使間や経営者の政府への信頼関係の欠如も指摘されている。結局、政府がそれら食糧や資材等の支給を実際に行うことを労使に納得させるような迅速な措置が必要であると勧告されている。炭鉱における食糧や資材の不足の解決が何よりも重要であると、これまで通りに改めて認識されたわけである。

また労使間の話し合いは要求を交換するだけで、交渉として成立していないことが指摘されている。したがって労使双方と日本人全般に、民主主義の意味することや交渉、調停、自由な労働に関する包括的な教育を行うことの必要性が勧告されている。

当該報告書は、他に石炭鉱業企業への充実した融資制度の確立や、占領軍に優先的に配分され

²¹⁰ Chief of Staff to ESS, "Proposed Inspection Mission to Hokkaido Coal Mines," 20 September 1946, ESS (B) 00671.

²¹¹ フレイルについては注209を参照。本文以下、ESS工業課長からESS局長へ提出された次の文書を典拠としている。J. Z. Reday, Chief Industrial Division to General Marquat, "Report on Hokkaido Coal Mission," 21 October 1946, ESS (B) 00673. これは当該使節団の26枚からなる報告書を添付している ("Report of Coal Mining Conditions in Hokkaido Prefecture"). 当該使節団は12名で組織された。フレイルの他にESS工業課の新原料係長となったH・オーバートン (Harry E. Overton) が副団長として参加し、ESS所属の労働問題専門官1名、民間情報教育局から1名 (通訳)、NRSから1名、米軍通信部隊の写真担当者1名、北海道の地方軍政部隊から1名、日本政府 (石炭庁、商工省) から2名、北海道庁から1名の代表によって構成された。

ている物資の一部を炭鉱へ振り向けることの検討なども勧告しているが、総じて言えば、同時期の日本側の文献やGHQ内の諸資料で指摘されている事実や勧告、提案等と比べて目新しさは多くないように思われる。

しかしながら、労働運動に対するGHQ側の無条件の信頼感を、当該報告書から抽出することができない点は重要であろう。1946年以降次第にGHQ内でも労働運動に対する警戒感が醸成されていくが、民政局やG-2のような政治や治安を直接的に担う部署ではない、ESSの石炭鉱業を所管する部署の実務的な官僚のレベルでもそのような意識の醸成が生じつつあったことを窺い知ることができる。

また当該報告書で勧告されている他の興味深い点は、GHQによる宣伝活動の重要性を主張していることである。すなわち、GHQは日本政府の計画を支持していることを日本人に伝えなければならない。日本人はGHQを信用しているしGHQの権威を認識している（Japanese people believe in SCAP, recognize SCAP authority）にも拘わらず、石炭に関するGHQの宣伝政策の欠如により、日本人はGHQが日本政府を支持しておらず石炭の状況に関心を寄せていないと思っている。それによって「すべては政治的なのだ」（It's all Political）という考えを広めている、としている²¹²。真意が組み取りにくい記述であるが、これが意味していることは、次のことであろう。炭鉱の労使交渉がまとまりにくいことの要因の1つは、労働組合が要求をぶつけ主張し労働争議を起こせば食糧・衣類などの配給等の要望が通るという政治的な考え方を持っているからであると思われるが、日本人から信頼されているGHQが日本政府の石炭関連政策を支持していることを炭鉱労働者やその家族に伝えれば、日本政府の配給遅延等の不備に対する寛大な理解が生じ労働者が増産に協力的になるのではないかということである。同時にこのような宣伝活動の他の意義としては、石炭鉱業企業の経営者の日本政府に対する信頼感を回復することの一助にもなるという含みもあったと思われる。

1947年や1948年になると、GHQや占領軍から成る特別チームが長期間、主要炭鉱にとどまって直接監視する活動がフレイル等によって主導して行われるが（後述する）、それはこのような日本人のGHQに対する信頼感についての理解を前提にしていたと指摘できるだろう。

²¹² 当該報告書には現地におけるCIC司令部と会合を開き、北海道の石炭鉱業に関するプロパガンダや破壊活動に関して情報収集したとごく簡潔に記されている。CIC（Counter Intelligence Corps）はGHQの民間諜報局（Civil Intelligence Section. G-2と関係が深い組織）の下部組織で防諜を担っていた。使節団は共産党の活動状況や日本人のGHQに対する認識等に関する情報をCICからも得たのであろう。